

2019年11月25日

お客様 各位

北空知信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金関連規定の改定について

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年1月6日より預金関連規定を改定させていただくことになりましたのでご案内いたします。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

1. 対象となる預金関連規定

当座預金規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金規定集、定期積金（スーパー積金）規定、定期性総合口座取引規定

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加致します。

「取引の制限等」条項を追加
(取引の制限等)
(1) <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から、当該依頼に対し正当な理由なく指定した期限までに回答や資料の提出をいただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u>
(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫本支店に届出てください。また、在留資格および在留期間その他の必要な事項に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当金庫に届け出てください。預金者から届出のあった在留期間を超過した場合、当金庫は、入金、振込払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u>
(3) <u>第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>

<p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>「解約等」条項へ下線部を追加</p>
<p>(解約等)</p> <p>(1) 現行通り</p> <p>(2) 現行通り</p> <p>①現行通り</p> <p>②現行通り</p> <p>③現行通り</p> <p><u>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>以下、省略</p> <p>※通知預金・定期性総合口座取引規定は第3項、定期預金規定集（共通規定）は第4項へ追加となります。</p>
<p>「規定の変更等」条項を新設</p>
<p>(規定の変更等)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

以 上